

国民健康保険税の改定について

安定した国民健康保険の運営を目指して

国民健康保険制度は、病気やけがに備えて加入者が日頃から保険料を負担し合い、そこから医療費を支払う相互扶助の制度です。市では、この制度を健全に運営するため、国民健康保険に加入されている世帯に、収入に応じた一定の保険税を負担していただいています。

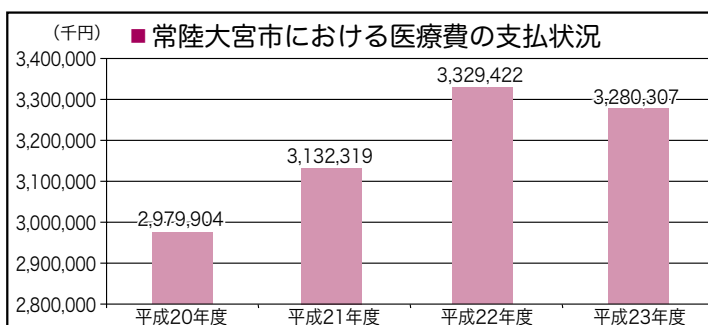
近年の高齢化や医療の高度化などの進展により、医療費は年々増加傾向にある一方、景気の低迷による保険税収入への影響などにより、財政運営は非常に厳しい状況にあります。

こうしたなか、本市では、加入者の保険税負担をできるだけ抑えるため、これまで国民健康保険財政の財源の不足分を一般会計からの繰り入れで対応してきました。これにより、本市における1人当たりの国民健康保険税は県内では最低に近い水準で運営しているのが現状です。

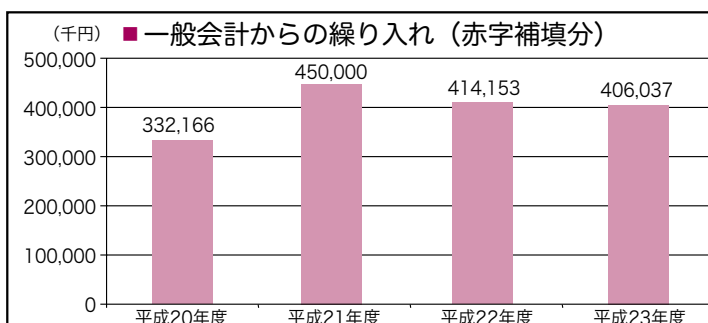
しかし、一般会計からの繰り入れも平成21年度以降毎年4億円を超える大きな額になっています。今後も医療費の伸びが見込まれるなか、保険税をこのまま据え置き、国民健康保険財政の不足分を一般会計からの繰り入れに頼ることは、市の財政運営に大きな影響を及ぼすことになり、決して健全なものではありません。

このようなことから、国民健康保険財政の収支の改善を図るため、平成25年度においては保険税の税率等改正を行うこととなりました。加入者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

●● 税率等改正の背景 ●●



国民健康保険からの医療費の支払いは、毎年30億円を超え、年々増加傾向にあります。



〈1人当たりの国民健康保険税額（平成23年度）〉

No.	市町村名	額 (円)
1	境 町	114,957
2	五 霞 町	105,425
3	守 谷 市	101,882
4	つ く ば 市	100,891
5	坂 東 市	100,534
6	つくばみらい市	98,142
7	八 千 代 町	97,881
8	利 根 町	97,271
9	結 城 市	96,098
10	常 総 市	95,627
11	取 手 市	94,509
12	下 妻 市	94,504
13	かすみがうら市	93,949
14	河 内 町	93,535
15	石 岡 市	93,253
16	神 栖 市	91,973
17	土 浦 市	91,913
18	筑 西 市	91,857
19	阿 見 町	91,536
20	美 浦 村	90,816
21	龍 ケ 崎 市	90,135
22	茨 城 町	89,441
23	笠 間 市	89,202
24	那 珂 市	88,628
25	水 戸 市	87,859
26	牛 久 市	87,705
27	小 美 玉 市	86,211
28	桜 川 市	85,315
29	城 里 町	84,560
30	鉾 田 市	83,605
31	古 河 市	83,287
32	行 方 市	82,710
33	日 立 市	82,591
34	鹿 嶋 市	82,363
35	大 子 町	80,946
36	稲 敷 市	80,946
37	ひたちなか市	80,507
38	北 茨 城 市	80,434
39	潮 来 市	76,608
40	大 洗 町	76,210
41	常陸太田市	73,885
42	高 萩 市	70,651
43	常陸大宮市	67,242
44	東 海 村	58,886
市 町 村 平 均		88,762

● 国民健康保険税の決まり方

国民健康保険税は、医療費の支払いなどに使われる「医療保険分（以下医療分）」と、後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分（以下支援分）」と介護保険制度を支えるための「介護保険分（以下介護分）」の合計によって算出されます。

国民健康保険税

=

医療分

（加入者全員が対象）

+

支援分

（加入者全員が対象）

+

介護分

〔40歳以上 65歳未満の
加入者が対象〕

「医療分」「支援分」「介護分」についてそれぞれ下の①～④を合計して計算します。

- ①【所得割】 世帯の被保険者の所得に応じて計算
- ②【資産割】 世帯の被保険者の固定資産税額に応じて計算
- ③【均等割】 世帯の被保険者数に応じて計算
- ④【平等割】 1世帯当たりにつき定額

● 改正後の税率等について

平成25年度から適用する税率等は下表のとおりです。

		医療分		支援分		介護分		合 計	
算 出 方 法		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
(前年の総所得金額－基礎控除33万円)×税率	所得割	5.60%	6.20%	1.40%	1.70%	1.00%	1.20%	8.00%	9.10%
固定資産税額×税率	資産割	24.00%	24.00%	6.00%	6.00%	5.00%	5.00%	35.00%	35.00%
被保険者数×税額	均等割	13,600円	15,200円	3,400円	4,000円	4,500円	5,200円	21,500円	24,400円
1世帯当たりの税額	平等割	16,000円	18,000円	4,000円	4,600円	4,000円	4,400円	24,000円	27,000円
	賦課限度額	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円

● 年税額の比較について

例1

家族構成：夫婦・子ども2人の4人世帯
(夫45歳、妻43歳、子15歳、子10歳)
前年中 夫：給与収入 300万円
(所得192万円)
妻：専業主婦 収入なし
(所得0円)
固定資産税額： 5万円

	平成24年度	平成25年度
医療分	171,400円	189,300円
支援分	42,800円	50,600円
介護分	31,400円	36,300円
年税額	245,600円	276,200円

30,600円の負担増

例2

家族構成：夫婦2人世帯
(夫73歳、妻71歳)
前年中 夫：年金収入 240万円
(所得120万円)
妻：年金収入 80万円
(所得0円)
固定資産税額： 5万円

	平成24年度	平成25年度
医療分	103,900円	114,300円
支援分	25,900円	30,300円
介護分	0円	0円
年税額	129,800円	144,600円

14,800円の負担増

平成25年度国民健康保険税につきまして・・・

普通徴収の方は5月に暫定賦課、7月に年税額が決定し納税通知書を送ります。

特別徴収の方は4月に仮徴収通知書、8月以降に年税額の決定通知書を送ります。

■問い合わせ 国民健康保険税に関すること 税務徴収課 市民税グループ ☎ 52-1111 (内線 232・233)
国民健康保険運営に関すること 医療保険課 医療保険グループ ☎ 52-1111 (内線 162・163)